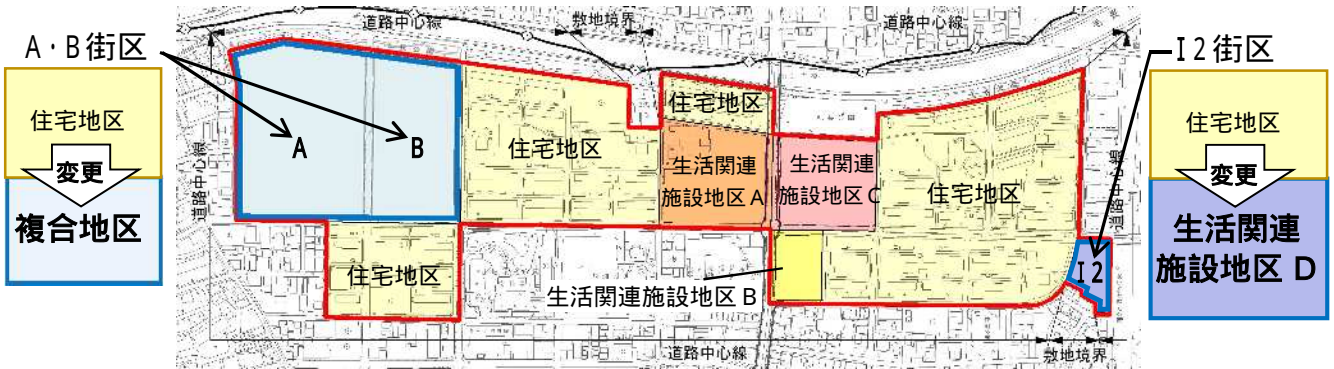


1. 地区計画の変更案を説明します！

1 建築物等の用途制限の変更

- ・ A・B街区は、住宅以外も建てられる用途（複合地区）に変更します。
- ・ I2街区は、区立花畑保育園（生活関連施設）の移設計画に伴い用途を変更します。

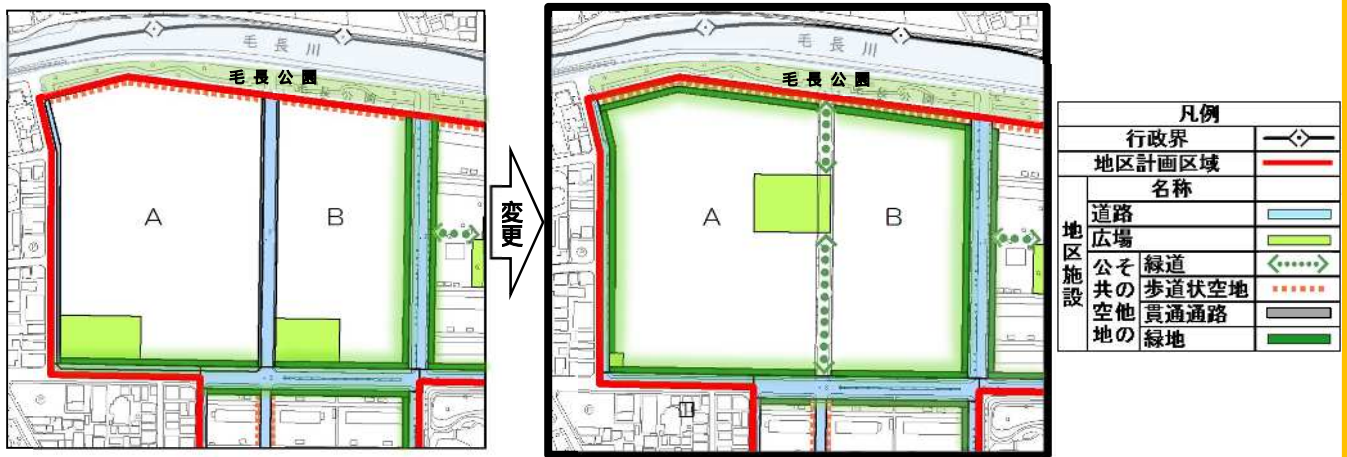


2 道路・壁面の位置・高さの最高限度の変更

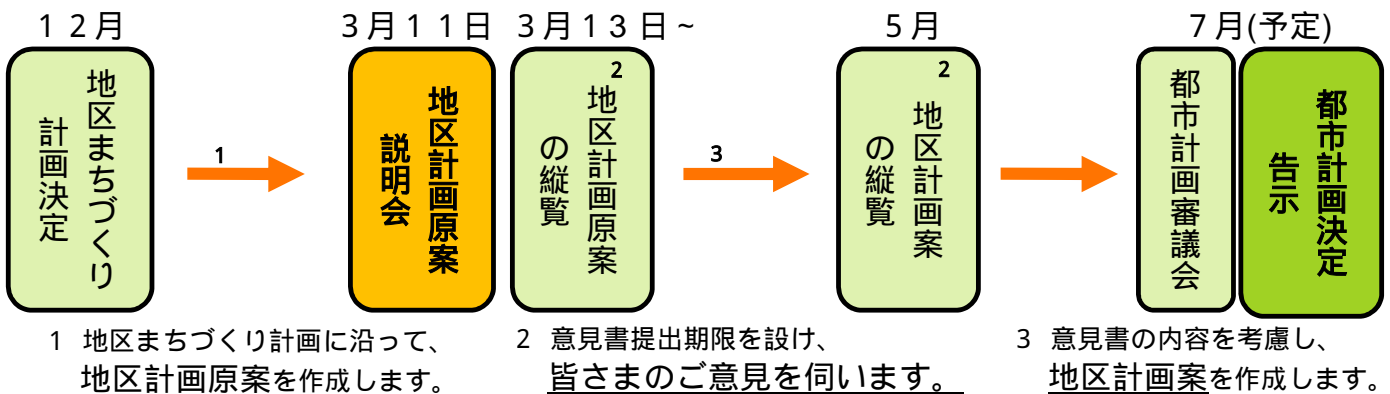
- ・ 用地の一体的な活用が図られるように、A・B街区の間の道路を見直します。
- ・ 道路の見直しに合わせて、建物の壁面の位置や高さの制限についても変更します。

3 広場の配置・通路の変更

- ・ 毛長川沿いや公園の緑等のネットワークを考慮し、広場の配置を変更、新たに緑地・緑道を追加します。
- ・ 毛長公園まで安全に歩行できるように、A・B街区の広場を中心に通路が整備されます。



2. スケジュール(平成26年～27年)



1 地区まちづくり計画に沿って、地区計画原案を作成します。

2 意見書提出期限を設け、皆さまのご意見を伺います。

3 意見書の内容を考慮し、地区計画案を作成します。

この配布物に使用した地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
 (承認番号)26都市基交測第31号、平成26年6月6日
 この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。無断複写を禁ず。
 (利用許諾番号)MMT利許第010号-54、平成26年6月6日